



令和6年2月2日

朝来市長 藤岡 勇 様

朝来市国民健康保険運営協議会
会長 向井 兵 磨



朝来市国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分、
及び介護納付金分の適正賦課について（答申）

令和6年2月2日付諮問第1号をもって諮問のあった標記の件について、同日、
国保運営協議会を開催し、審議の結果、次のとおり結論をみたので答申します。

記

1 結論

令和6年度朝来市国民健康保険税の適正賦課について

- (1) 令和6年度朝来市国民健康保険税医療給付費分の適正賦課について
一人当たりの賦課額は、59,400円とする。
- (2) 令和6年度朝来市国民健康保険税後期高齢者支援金分の適正賦課について
一人当たりの賦課額は、24,700円とする。
- (3) 令和6年度朝来市国民健康保険税介護納付金分の適正賦課について
一人当たりの賦課額は、29,000円とする。

2 答申にあたって

今回諮問された事項について、事務局から資料提出を求め、慎重審議を行った。

<令和6年度朝来市国民健康保険税の適正賦課について>

医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の一人当たり賦課額は、
前年度からそれぞれ600円、1,100円、1,300円引き上げの59,400円、24,700
円、29,000円とする諮問である。

県の示した国民健康保険事業費納付金額を基に当局が試算した一人当たり賦
課額の上昇幅は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合計
すると11,400円もの増となり、ある程度の引き上げはやむを得ないとはいえ、
一方で急激な引き上げにならないよう配慮する観点からは、到底適正な賦課額
とは言い難い。

また、当局から示された令和5年度国保特別会計決算見込みにおいて、約
52,000千円の決算剰余（黒字）が見込まれ、地方財政法の規定に基づき、内
27,000千円を積立てた場合、約211,000千円の財政調整基金が確保できるとい

う報告を受けた。

このような中で、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計を前年度より 3,000 円引き上げた場合、令和 6 年度予算における基金繰入総額は 29,100 千円で、令和 6 年度決算時の基金残高見込額は約 182,000 千円となり、現時点においては基金が安定的必要額を確保していると認められるものである。

以上のことから、当局の示した、基金を投入し、引き上げ幅を抑制する案は合理的であると結論づけ、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の一人当たり賦課額は、諮問どおりとすることが適当と判断するものである。

なお、朝来市国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営のため、次の意見を付記するので参考とされたい。

<附帯意見>

(1) 収納率向上について

これまで県平均よりも低かった保険税収納率は、令和 4 年度現年度課税分において 94.90%で、県平均 94.64%を上回ったが県内 28 位と低位にある。

収納率は標準保険料率の算定にも影響しており、収納率が上がることにより被保険者の保険税負担軽減に繋がるほか、保険税負担の公平性の観点からも、今後も収納率向上に向けたより一層の努力を期待したい。

(2) 医療費適正化に向けた取組について

確実視される医療費の増加に伴う納付金の上昇により、国保財政は今後も厳しい財政運営が見込まれる。そうした中、被保険者の保険税負担を極力抑えるため、医療費適正化のための健康の保持・増進を図るための一層の取組が必要となることから、健幸づくり推進課はもちろんのこと関係団体との連携を強化し、効率的及び効果的な保健事業の実施並びに朝来市としての健康寿命の延伸に積極的に取り組まされたい。

(3) 令和 9 年度保険料水準の統一に向けて

令和 9 年度の保険料水準の統一時において、単年での急激な保険料の引き上げにならないよう、財政調整基金の有効活用を図りつつ、将来を見据えた保険料設定となるよう努められたい。

また、保険税の引き上げについては、やむを得ないものと思慮するが、被保険者への十分な周知に努められるとともに、被保険者の負担感とならないよう財政調整基金を活用し、新たな保健事業を検討されたい。